

議案第 13 号

橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(橋本市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これら基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。 2・3 略 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。)において、職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額の合計額とする。 5 略 (期末手当の支給制限) 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) 略 (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員 (3)・(4) 略 (勤勉手当)	(期末手当) 第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これら基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。 2・3 略 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。)において、職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額の合計額とする。 5 略 (期末手当の支給制限) 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) 略 (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。) (3)・(4) 略 (勤勉手当)

第 20 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。	第 20 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に 100 分の 92.5 を乗じて得た額の総額	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に 100 分の 92.5 を乗じて得た額の総額
(2) 略 3～5 略	(2) 略 3～5 略

(橋本市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 橋本市職員の退職手当に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 65 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第 15 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第 15 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当

該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者 2・3 略	該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者 2・3 略
--	---

(橋本市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 橋本市職員の旅費に関する条例(平成18年橋本市条例第66号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(旅費の支給) 第3条 略 2 略 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 4～6 略	(旅費の支給) 第3条 略 2 略 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 4～6 略

(橋本市上下水道事業職員の給与の種類の給与の基準に関する条例の一部改正)

第4条 橋本市上下水道事業職員の給与の種類の給与の基準及び基準に関する条例(平成18年橋本市条例第214号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(期末手当) 第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの	(期末手当) 第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの

の基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。 (勤勉手当) 第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し基準日前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。 (退職手当) 第14条 略 2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。 (1) 略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者 (3) 略 3・4 略	の基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。 (勤勉手当) 第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し基準日前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。 (退職手当) 第14条 略 2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。 (1) 略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者 (3) 略 3・4 略
---	--

(橋本市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 橋本市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年橋本市条例第218号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(期末手当) 第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。 (勤勉手当)	(期末手当) 第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。 (勤勉手当)

第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれら の日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し基準日以前6 月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況 を考慮して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡し た職員についても同様とする。	第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれら の日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し基準日以前6 月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況 を考慮して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地 方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失 職し、又は死亡した職員についても同様とする。
(退職手当)	(退職手当)
第16条 略	第16条 略
2 退職手当は、次のいずれかに該当する者には支給しない。	2 退職手当は、次のいずれかに該当する者には支給しない。
(1) 略	(1) 略
(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号 に該当する場合を除く。)をした者
(3) 略	(3) 略
3・4 略	3・4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に關する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当、勤勉手当、退職手当及び旅費の支給については、なお従前の例による。